

京都大学犬山キャンパス図書室における国立国会図書館
「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用内規

(令和4年4月1日犬山キャンパス図書室長裁定制定)

(令和6年1月25日犬山キャンパス図書室長裁定一部改正)

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この内規は、京都大学犬山キャンパス図書室（以下「図書室」という。）における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 資料送信サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、京都大学犬山キャンパス図書室利用内規 II の1の(1)に掲げる者とする。

2 資料送信サービスの利用を希望する利用者は、身分証を提示しなければならない。

(利用目的)

第3条 資料送信サービスは、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って利用することができる。

(利用時間)

第4条 資料送信サービスの利用時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時45分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日は資料送信サービスの利用を休止する。

(1) 休室日

(2) 犬山キャンパス図書室長（以下「図書室長」という。）が特に必要と認めた日

(閲覧利用)

第5条 資料送信サービスによって提供される資料のデジタル化画像（以下「資料画像」という。）の閲覧は、図書室内の所定の場所において所定の機器（以下「閲覧機器」という。）により行うものとする。

2 利用者の行う閲覧機器の操作は、資料の検索及び資料画像の閲覧に限るものとし、それ以外の操作は職員が行うものとする。

(複写利用)

第6条 資料画像の複写を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、図書室長に提出しなければならない。

2 複写の方法は、A3判以下の用紙への印刷出力によるものとする。

3 複写の範囲及び部数は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項第1号の規定によるものとする。

(複写料金)

第7条 前条の複写を利用する者は、複写料金を負担しなければならない。

2 料金の額は、京都大学ヒト行動進化研究センターの定めるコピー機使用料に準ずるものとする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 第6条による以外の資料画像の複写、複製、撮影等を行わないこと。
- (2) その他職員の指示に従うこと。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、資料送信サービスの利用に関し必要な事項は、図書室長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。